

規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	信用協同組合等及び特定信用協同組合代理業者の金融庁長官に届出等をした営業所等の休日に係る書面掲示規制	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線: 3596) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年8月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行の協同組合による金融事業に関する法律施行令においては、以下の掲示を義務付けている。</p> <p>①信用協同組合又は信用協同組合連合会(以下、「信用協同組合等」という。)に対して、金融庁長官に届出等をした事務所の休日の当該事務所における掲示</p> <p>②信用協同組合代理業者のうち当座預金を取り扱う特定信用協同組合代理業者に対して、金融庁長官に届出等をした営業所又は事務所(以下、「営業所等」という。)の休日の当該営業所等における掲示</p> <p>当該規制は、営業所等といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、国民等が必要な情報を確認するためには営業所等に赴く必要がある。この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>①協同組合による金融事業に関する法律施行令第4条第3項</p> <p>②協同組合による金融事業に関する法律施行令第5条の6第3項</p>
直接的な費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、信用協同組合等及び特定信用協同組合代理業者は、金融庁長官に届出等をした営業所等の休日に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、信用協同組合等及び特定信用協同組合代理業者には、インターネット上で情報提供を行っていない小規模事業者等も想定されること、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p>	
(行政費用)	<p>金融庁が信用協同組合等及び特定信用協同組合代理業者に規制の内容を周知・広報を行う必要が生じると想定される。周知・広報に当たっては、業界団体を通じて行うことや金融庁のHPへの掲載等により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>	
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	
	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。	
備考	-	